

円ヲ給セラレ候様致度候条前記期日マテニ帰朝及即今ヨリ便宜主要ノ商業地巡歴許可旅費支給ノコト、モ至急電報ヲ以テ令達相成候様致度存候此段御答方申進候也

年月日

文部省専門学務局長宛

追テ別紙本人願書返進候也

(朱書) 評議会ハ法科大学意見通り議決

(清水彦五郎)
印

270 在独留学生岡野敬次郎商業地巡歴願に付進達案

〔明治二十八年六月二十六日〕

岡野敬次郎ヨリ歐州各商業地巡歴ノ義出願ニ付文部省ヨリ本学意見承知致度云々照会ノ件ハ本学ニ於テハ授業上須要ニ付來学年初即来ル九月十一日マテニ帰朝セシメ度就テハ右期限内ニ帰朝スルノ妨トナラサル限りハ願書ニ列記中ノ重ナル商業地ヲ巡歴セシムル様致度候依リテ右期限マテニ帰朝及出願ノ旅費金四百円支給等至急電報ヲ以テ令達相成度存候右上申候也

二十八年六月廿四日

法科大学長法学博士 穂積陳重 団

帝国大学総長 濱尾 新殿

(欄外注記1)

大學乾第四五六号

案

総長 (浜尾新)
印

書記官 (清水彦五郎)
印

書記官 (富塚恂)
印

書記官 (穂木勝多)
印

(朱書) (欄外注記2)
印

(専甲五二二号)

獨国留学生岡野敬次郎ヨリ本年冬学期ヲ以テ彼國主要ナル商業地巡歴之義願出候間本学意見御承知相成度旨專甲百二二号ヲ以テ御照会之故承了然ルニ同人義ハ法科大学授業上ノ必要ニ依リ次学年ノ始メ来ル九月十一日マテニ帰朝為致度存居候義ニ有之且同人願書中本年冬学期ニ係リ滞留ノ時期僅少ニシテ格別聽講スヘキ程ノ義無之趣ニモ有之候間即今ヨリ本人願書面ニ列記ノ各地中ニ就キ最主要ナル地ヲ巡歴スルコトヲ許サレ旅費金四百

獨国留学生岡野敬次郎ヨリ本年冬学期ヲ以テ獨國ノ要港和蘭白耳義并ニ英仏ノ主要ナル商業地巡歴ノ義ニ付別紙ノ通願出候処宿泊見積ニ依レハ「ロンドン、パリス」ヲ除キ多クハ一二泊ノ滞在ニ過キス右ニテハ商業実況視察上果シテ実効アルヘキヤ否

ヤ疑ハシキ次第モ有之候へ共先以テ右ニ関スル貴学ノ御意見承
知致度此段及御照会候也

明治二十八年六月二十日

文部省専門學務局長法学博士木下廣次印

帝国大学総長濱尾新殿

追テ別紙ハ御回答ノ節御返戻相成度候也

御願

拙者義兼テ特ニ商法研究ノ目的ヲ以テ留学一年延期ノ御許可ヲ
得自来之カ研究ニ從事罷在昨年冬学期本年夏学期共商法実習ノ
講筵ニ侍シ主トシテ當國商法ノ實況并其應用ヲ窺ヒ即チ商法律
ト商業トノ關係ヲ修メ候テ益歐洲諸國ノ商業地ナルモノヲ視察

仕候ノ必要ヲ覺トリ申候テ當國之要港ヲ始メ其他和蘭陀白耳義
英仏ノ實況ヲモ比較研究仕度殊ニ拙者留学モ來ル十二月下旬ニ

テ滿期ト相成本年冬学期モ十月下旬ニ至ラス候テハ授業相始マ
リ不申候間該学期ニハ當國ノ大學ニテ聽講仕候ノ価直モ無御座

其期ヲ以テ歐洲主要ノ商業地ヲ巡歴仕度即チ左ニ其地ヲ順次別
記仕候何卒右願意御聽許之上通常学資ノ外金四百円増額御支給

被成下度奉願候尤御支給被下候金額ハ旅費ハ勿論其他滯在ノ費
ニ相充テ可申時宜ニ因リ申候テハ予定日以上ノ滞留或ハ必要相
生シ可申何卒学資ノ増額トシテ御支給相成度奉懇願候

巡歴可仕地ハ

ハンブルグ（二泊）ブレーメン（二泊）アムステルダム（二
泊）ハーフ（一泊）ブリュッセル（三泊）ブリュッゲ（二

泊）アンドウェルペン（二泊）ロンドン（七泊）マンナエス
ター（一泊）リバーブール（二泊）パリス（七泊）フラン
クフルト（一泊）

ニ御座候

右出願仕候旅行ハ生專修罷在候商法ノ研究上欠クヘカラサル次
第ニ御座候間何卒御許容被成下度此段奉願候也

二十八年五月十四日

在獨國文部省留学生岡野敬次郎

文部大臣侯爵西園寺公望殿

追白当柏林府出発ハ来ル九月中旬ト相定申度増給ノ額至急御
支給之程奉願候

（欄外注記一）

「六月廿六日送達済」

（欄外注記二）

〔大字乾第四五六号〕

〔『留学生關係書類』自明治廿五年至明治廿八年、④G 15〕